

Life Design Focus

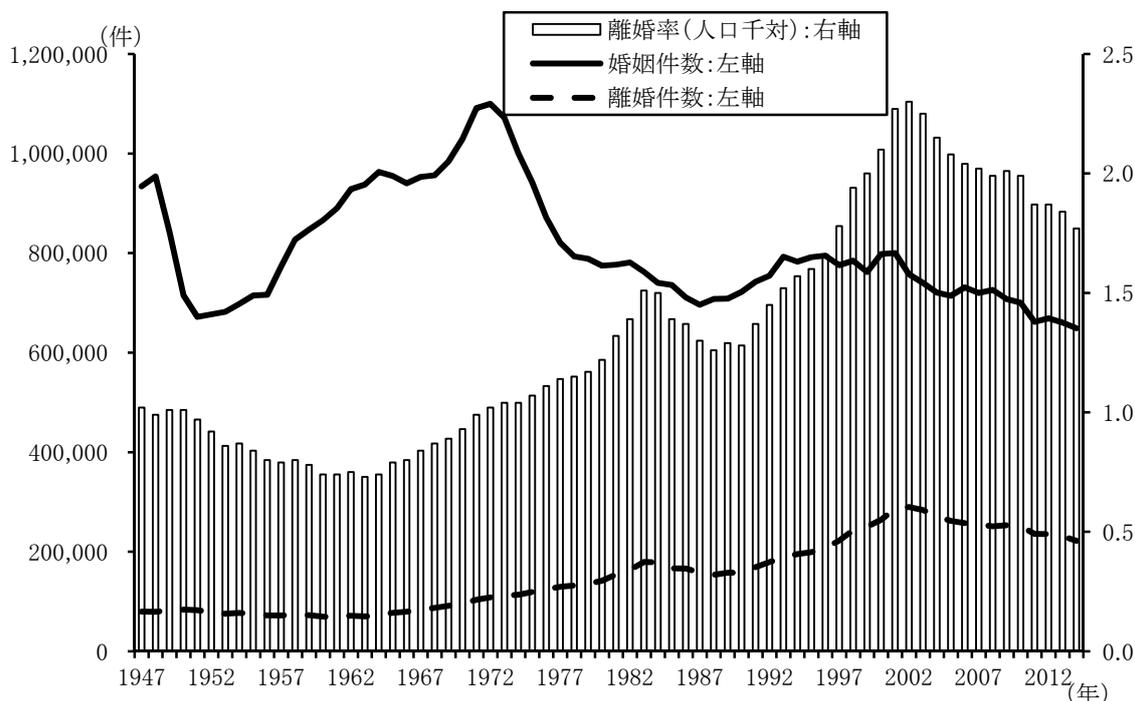
離婚が認められない国がある?!

第一生命経済研究所 ライフデザイン研究本部 研究開発室 小谷 みどり

<わが国では再婚カップルが増加>

わが国では1990年以降、2000年前後にかけて離婚件数が増加したが、厚生労働省『平成26年人口動態統計の年間推計』によれば、昨年の離婚件数は22万2,000件と推計され、5年連続で前年を下回った(図表1)。しかし婚姻件数も減少傾向にあるため、同年の婚姻件数と離婚件数を単純に比較すると、離婚件数は婚姻件数の34.2%と、1998年に3割を超えて以降、依然高い水準にある。

図表1 離婚・婚姻の年次推移

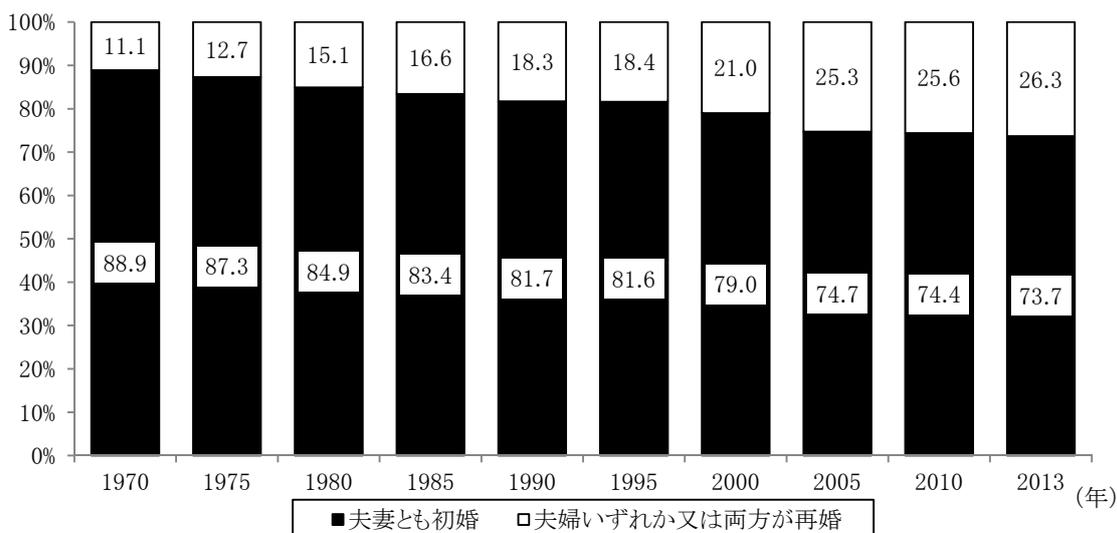


注 : 2014年は推計値、2013年以前は確定値。
資料 : 厚生労働省「人口動態統計の年間推計」2015年

離婚件数の増加に比例して、再婚カップルも増加している。夫婦のいずれかが再婚又は両方が再婚による婚姻件数の推移を見ると、80年の11万7,329件から2013年には17

万3,569件へと増加している。全体の婚姻件数に占める割合の推移を見ると、初婚同士ではない結婚は年々増加しており、2013年には26.3%と、4組に1組のカップルは初婚同士ではなかった(図表2)。しかも2013年に結婚した夫婦のうち、どちらも再婚である割合は9.4%となっており、この割合も1952年以降、過去最高となっており、婚姻件数が減少する中で、初婚同士ではない結婚が増加していることが分かる。

図表2 夫妻の初婚—再婚の組合せ別にみた年次別割合



資料：厚生労働省「人口動態統計」2014年

<離婚ができない国、フィリピン>

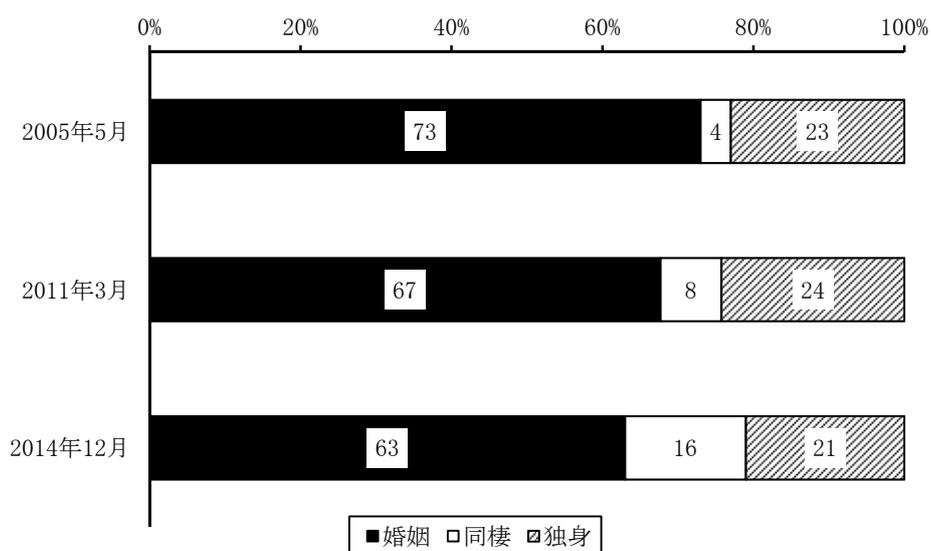
ところでフィリピンは、バチカン市国を除けば、離婚が認められていない世界で唯一の国である。数年前までは、地中海にあるマルタ共和国でも離婚が認められていなかったが、2011年に離婚合法化の是非について国民投票が実施され、同年10月に離婚が合法化されている。これを契機に、マルタ共和国では2014年には、同性カップルに既婚の異性カップルと同等の法的権利を与えるシビルユニオン法も可決している。どちらの国も保守的なカトリック教徒が国民の大多数を占め、結婚は宗教と密接な関係があるにもかかわらず、ここ数年の両国の結婚や離婚に対する姿勢の違いは興味深い。

フィリピンでは結婚の手続き自体が煩雑だ。婚姻許可証 (marriage license) を申請し、10日間の調査を経て受理された後、120日以内に、婚姻を挙行できる権限のある婚姻挙行担当官 (裁判官や判事、牧師、神父、市町村長などと法律で定められている) と成人2名以上の証人の前で婚姻証明書に署名することで婚姻が成立する。フィリピン統計局によれば、2011年に婚姻した47万6,408組の婚姻場所をみると、カトリック教会が35.9%、イスラム教やプロテスタントなどの他宗教施設を合わせると、婚姻挙行担当官に宗教者を指名したカップルは63.3%にもものぼり、宗教と結婚が深い関係にあることが分かる。

そんなフィリピンでも、結婚相手と別れるための抜け道が一つだけある。合法的な離婚はできないため、「まともな判断能力がない時に結婚してしまった」「相手が精神的におかしい」などと神父や精神科医に証明してもらい、結婚がそもそも無効であったことを裁判所に申し出る方法（marriage annulments）である。しかし最低でも裁判費用として4,000ドル（約48万円）が必要となるので、国民の5分の2が一日2ドル以下で暮らしているこの国では、一部の富裕層にしか利用できない方法だ。

婚姻取り消しではないので再婚はできないものの、法的に別居すること自体は認められるが、これも裁判所での手続き費用がかかるため、大半は届け出せずに別居し、新しいパートナーと事実婚をしているケースが少なくなく、事実婚で誕生した子どもが婚外子になってしまうという問題が取りざたされている。フィリピンの民間調査機関 Social weather stations が2014年12月に調査した結果では、結婚せずにパートナーと同棲している人は調査対象者の16%を占め、その割合は増加していることが明らかになった（図表3）。

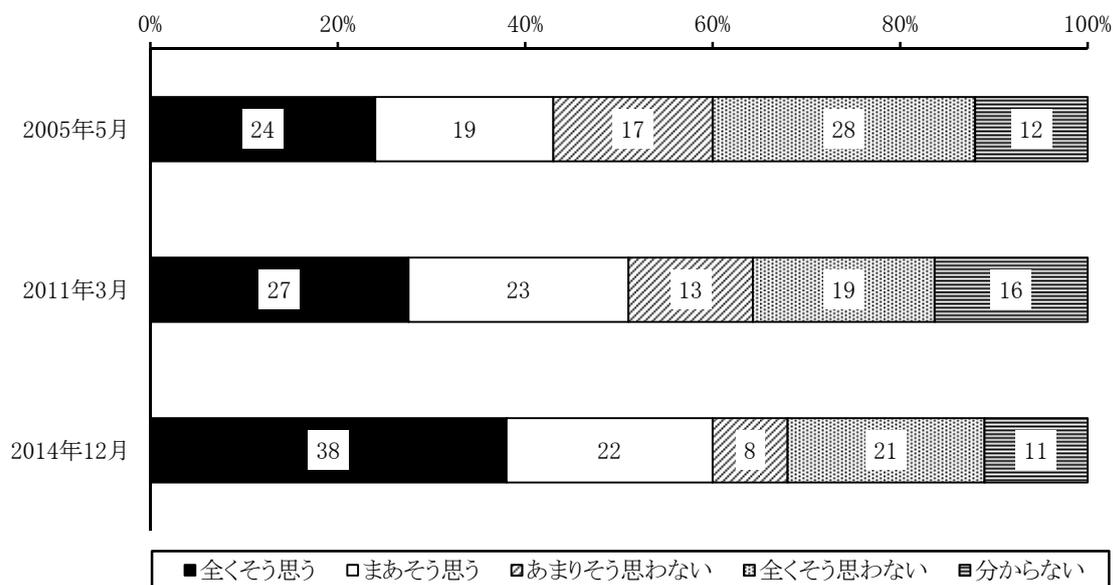
図表3 婚姻状況



注：2014年調査はマニラ首都圏、ルソン地方、ビサヤ地方、ミンダナオ地方に住む1,800人の成人を対象。
資料：Social weather stations ‘SWS SPECIAL REPORT: 23 MARCH 2015’

この調査では、別居して修復不可能な夫婦に離婚を認めるべきかどうかをたずねているが、2014年調査では、「全くそう思う」（38%）、「まあそう思う」（22%）を合わせると、全体の6割が離婚を肯定していた（図表4）。2005年調査では、肯定派と反対派がほぼ二分されていたことから、この10年間で離婚に対する意識が変化している様子がうかがえる。

図表4 修復不可能な別居夫婦に離婚を認めるべきか



資料：図表3と同じ

フィリピン法務省 (Philippines' Solicitor General's office) によれば、2010年に婚姻無効の判断が下ったケースは9117組、法的別居が許可されたのは133件だが、申し立ての61%は女性からだったという。ガブリエラ女性党はこうした手続きができない貧困女性を救うため、「5年以上別居して修復の見込みがない、あるいは法的別居をして2年以上が経過している」、「配偶者に暴力をふるわれた」などの条件をつけ、これをクリアすれば、廉価な手続き費用で離婚できるという法案を提出しているが、教会関係者や保守派の政治家との攻防が続いている。

離婚の自由のない国がこの世界から消滅するのか、関心を持って見守りたい。

(こたに みどり 主席研究員)